

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年3月3日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第25-41370-0330号
工事（委託業務）名	河川海岸改良（改良）工事（堤防補強）
質 問 事 項	
<p>1. 計画高の設定について、今回10cmの表土剥ぎ取りで計上してありますが、現況地盤より、原則として、15cmの嵩上げに計画してよろしいでしょうか。</p> <p>2. 1の質問により、現況3.0m幅員の築堤の場合は15cm嵩上げした場合、幅員が2.4mになり、舗装幅員が1.9mになります。この場合、施工機械は小規模に設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>3. 舗装合材、下層路盤材、路肩盛土材に関して、大型での搬入での積算になっておりますが、飯樋川では400m、新田川は100mもバック運転にて搬入しなければなりません、安全面（転落防止）を配慮し、又、舗装幅員が狭くなった場合小型車両への積み替えによる搬入となります。その場合設計変更は可能でしょうか。</p> <p>4. 表土剥ぎ取り範囲について、舗装幅と同じ3.0mになっておりますが、下層路盤幅＋路側材幅を含んだ幅の3.70m（※10cm段差あり）ではないでしょうか。</p> <p>5. 防草シートの敷設について、地元の要望で下部まで敷設して欲しいとの依頼があった場合、協議は可能でしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 計画高さの設定及び嵩上げ高さについては、特記仕様書第32章のとおり測量結果に基づき協議し決定するものとしております。</p> <p>2. 施工機械については、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。</p> <p>3. 運搬車両の積替えについては、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。</p> <p>4. 表土剥ぎ取り範囲については、現況道路幅3.0mを想定しておりますが、測量結果に基づき表土剥ぎ範囲が変更となる場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。</p> <p>5. 地元要望等があった場合は、現場状況を確認の上、発注者にて対応いたします。</p>	

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領（平成20年3月28日付け19財第7998号）及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順（平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知）に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。